

国海安 3 2 7 号
平成 2 8 年 2 月 6 日

一般社団法人 日本船主協会会長 宛
一般社団法人 日本外航客船協会会長 宛
一般社団法人 日本旅客船協会会長 宛
日本内航海運組合総連合会会長 宛
一般社団法人 日本長距離フェリー協会会長 宛

国土交通省海事局長

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に係る注意喚起及び
海事関係の対応に係る貴団体傘下事業者への周知について（再通知）

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射については、「北朝鮮による
「人工衛星」と称するミサイル発射に係る注意喚起について」（平成 2 8 年 2 月
3 日付け国海安第 3 2 5 号）によりお知らせしているところです。

平成 2 8 年 2 月 6 日、国際海事機関（IMO）から、日本を含む IMO 加盟国
に対し、北朝鮮当局から IMO に対する「地球観測衛星」（光明星（クァンミョ
ンソン））の打ち上げのための事前通報期間（平成 2 8 年 2 月 8 日～2 月 2 5 日）
について平成 2 8 年 2 月 7 日～2 月 1 4 日に変更するとの連絡がありました
（別添 1）。

つきましては、貴団体傘下事業者に対して、改めて事前通報の内容について周
知すると共に、重ねて航行する船舶の安全確保に努められますよう周知願いま
す。

なお、「北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関する海事関係の
対応について（依頼）」（平成 2 8 年 2 月 3 日付け事務連絡）については日付を改
めますが、別添事務連絡のとおり実施いたしますので、ご対応のほどお願いいた
します（別添 2）。